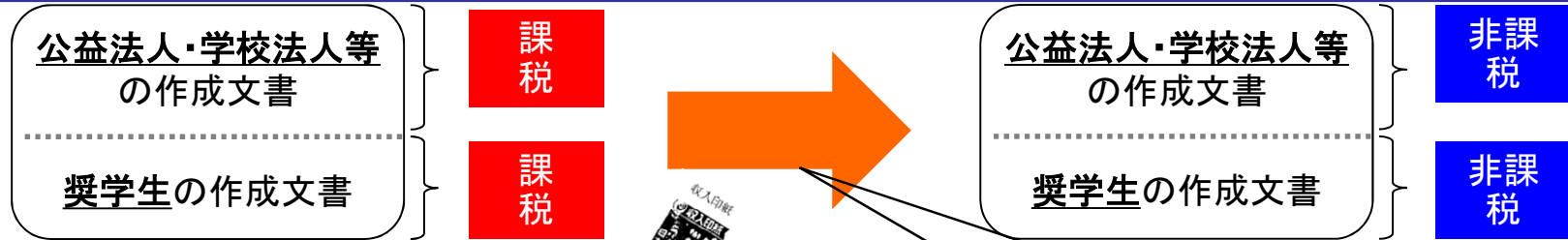


公益法人・学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設
【印紙税】

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税を非課税とする(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものについて適用)。



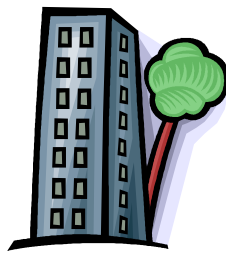
＜課税額＞
※下記金額の記載のある文書ごとに課税
・50万を超え100万以下:1,000円
・100万を超え500万以下:2,000円
・金額の記載がないもの:200円

無利息その他一定の条件で行われることについて、文部科学大臣の確認を受けた奨学金貸与事業に限る

■印紙税免除のスキーム

奨学金貸与事業者

- 公益社団法人・公益財団法人
- 学校法人・準学校法人
- 国立大学法人・公立大学法人等



(1) 申請
奨学金募集要綱、貸借契約書等のひな型

- 【必要記載事項】
- ①貸与対象者
 - ②利息の有無
 - ③貸与に伴う条件
 - ④家計基準

文部科学省 行政庁が【確認】

- ①貸与対象者が高等学校段階以降の学校教育に属するものであること
- ②無利息であること
- ③卒業後に貸与元法人への就職を条件とするなど直接的な利益をもたらさず条件が課されていないことなど

(2) 交付 確認書

(3) 貸与 貸借契約書等 ※印紙税負担なし

奨学金貸与者
確認を受けた募集要綱に係る書類である旨を記載

(4) 提出 借用証書、確認書等 ※印紙税負担なし